

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 首都圏中央連絡自動車道の関越道から東関東道間のインターチェンジの名称が全て決定

関東地方整備局
道路部

国土交通省関東地方整備局と東日本高速道路(株)関東支社では、共同で首都圏中央連絡自動車道(圏央道)の整備を進めています。

このたび、圏央道の関越道から東関東道間のインターチェンジ等の名称が決定されましたのでお知らせします。

引き続き、事業推進に努めて参りますので、ご理解ご協力の程よろしく申し上げます。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/road_0000043.html

2. 「日本橋地下歩道」が広がります

東京国道事務所

国土交通省東京国道事務所では、日本橋地区都市再生事業として、一般国道4号の地下空間を利用し、地下鉄銀座線三越前駅コンコースと一体となった地下歩道の整備を進めています。

このたび、1月31日(金)に、室町ちばぎんビルディング(COREDO 室町3)前の約73メートル区間が完成することとなりましたので、お知らせします。

この完成により地下歩道東側区間の幅員が更に約8メートル~9.5メートル広がることとなります。

今回完成区間:東京都中央区日本橋室町2丁目

室町ちばぎんビルディング(COREDO 室町3)前 約73メートル

完成日:平成26年1月31日(金)

※完成当日は、名橋「日本橋」保存会の主催による完成式を予定しています。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/toukoku_00000140.html

3. お出かけ前の情報収集で安全で快適なドライブを

相武国道事務所

国道 20 号山間部では積雪・路面凍結の恐れがあります。

国道 20 号山間部(大垂水峠・中央道相模湖 IC 付近)の路面状況や気温、ライブカメラ映像などをホームページにて公開しています。

また、山間部周辺に設置している道路情報板や凍結注意表示板でも、路面状況などについてお知らせしています。

平成 25 年 1 月の降雪時には、スリップ等により走行不能となる車両が発生しました。お出かけ前に路面状況等を確認のうえ、冬用タイヤの装着やタイヤチェーンを準備し、車間距離をとるなど、走行には十分ご注意ください。

【ホームページでの情報提供】

国道 20 号山間部(東京都内・神奈川県内)の道路情報(路面温度、ライブカメラ等)をご覧ください。

■相武国道事務所ホームページ

<http://www.ktr.mlit.go.jp/sobu/>

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sobu_00000113.html

4. 宮ヶ瀬ダム観光放流、前年度を上回る過去最多の約5万7千人が来場

相模川水系広域ダム管理事務所

宮ヶ瀬ダムでは、平成14年より地域振興を目的にダイナミックな人工瀑布(ダム放水)を体感できる観光放流を実施しています。

平成25年の来場者数は56,903人で、過去最多であった平成24年度(56,016人)を上回る来場者でした。

平成26年度の放流スケジュールは「観光放流日カレンダー」をご確認ください。

皆様のご来場をお待ちしております。

(観光放流の概要)

○高低差 約70メートル

○放流量 毎秒30立方メートル

(実施日)

○4月～11月毎週水曜日、第2日曜日、第2・4金曜日、その他不定期日

(実施時間)

○午前11時00分～11時06分(6分間)

午後14時00分～14時06分(6分間)

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/sagami_00000021.html

5. 「河川協力団体」を募集します

関東地方整備局

河川部

パートナーシップの拡充にむけた新しい取組み

「水防法及び河川法の一部を改正する法律」が平成 25 年 6 月 12 日に改正され、この中で河川協力団体制度が創設されました。

これを受けて、国が管理する河川管理区間(ダム湖含む)において、以下のとおり河川協力団体を募集することとしましたので、お知らせします。

1.『河川協力団体』を募集します。

◆国が管理する河川管理区間(ダム湖含む)において、河川協力団体の募集を、本日より開始しました。

◆募集は、河川管理区間(ダム湖含む)毎に、担当する河川事務所等が行います。

2.『河川協力団体』について説明会を開催します。

◆このたび創設された『河川協力団体』制度及び申請方法について、説明会を開催します。

◎河川協力団体の募集、説明会の開催について、詳しくは・・・

→各河川事務所等のホームページを御参照ください。

※「河川協力団体」とは

・河川協力団体制度とは、自発的に河川の維持、河川環境の保全等に関する活動を行う NPO、町内会等の団体を支援するものです。

・河川協力団体に指定し、河川管理者と連携して活動する団体として法律上位置づけることにより、自発的な活動を促進しようとするものです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000112.html

6. 武州・入間川プロジェクト 平成26年度助成団体募集

武州ガス株式会社

荒川上流河川事務所

公益財団法人 埼玉県生態系保護協会

武州・入間川プロジェクト5年目となる、平成26年度助成団体の募集を行います。

「武州・入間川プロジェクト」は、武州ガス株式会社、荒川上流河川事務所、公益財団法人埼玉県生態系保護協会が主体となり、入間川流域で環境保全活動を行っている市民団体等を支援するための活動助成事業です。このプロジェクトでは、市民団体等に最大20万円の助成金を交付する事により、河川を軸とした地域社会の活性化、さらに河川環境管理の質的向上を目指しています。

12月中に平成26年度の助成団体募集を開始することにより、4月から活動を行う団体の活動計画が立てやすくなりました。結果については4月下旬に応募者へお知らせするほか、ホームページでも公表します。

■ 荒川上流河川事務所ホームページ

http://www.ktr.mlit.go.jp/arajo/arajo_index049.html

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arajo_00000079.html

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」が公開

「建設産業戦略的広報推進協議会(※)」において検討が進められてきました、建設産業総合ホームページ「建設現場へGO！」が公開されます。

「建設産業について知りたい」「建設産業を学びたい」「建設産業で働きたい」方々に向けたお役立ち情報が満載ですので、是非ご覧ください！

公開日：平成25年12月24日(火)

「建設現場へGO！」へは[こちら](http://genba-go.jp)をクリック！

(URL <http://genba-go.jp>)

(※)建設産業戦略的広報推進協議会(事務局：(一財)建設業振興基金)
…建設産業団体、有識者及び行政が一体となって建設産業の戦略的広報活動の具体化について検討するために設立された協議会。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo14_hh_000409.html

2. 高速道路のSA/P A事業への民間事業者等の参入を促進するための情報提供を開始

高速道路のSA/P Aと連結する商業施設等について、民間事業者等による整備・運営を促すための情報提供を、国土交通省及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構のホームページで開始しました。

○ 高速道路のSA/P Aの将来計画、具体的な位置、施設規模や問い合わせ先等について、国土交通省及び(独)日本高速道路保有・債務返済機構のホームページで情報提供を開始しました。

- ・ 国土交通省 (http://www.mlit.go.jp/road/sisaku/sapa_jigyoo/)
- ・ (独)日本高速道路保有・債務返済機構

(<http://www.jehdra.go.jp/sapajyouhouiteikyoo.html>)

○ 国土交通省としては、高速道路SA/P AにおけるPPP/PFIの活用の推進により、多様化・高度化する高速道路利用者のニーズを踏まえたサービスの向上や、SA/P Aを活用した地域活性化の促進などの効果を期待しています。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000388.html

3. 「河川における外来植物対策の手引き」及び「河川における外来魚対策の事例集」

の公表

国土交通省では河川における外来種問題に対応するため、平成10年に「外来種影響・対策検討会」を立ち上げ、外来種の現状・影響・対策に関する検討を重ねるとともに、その成果を指針や事例集としてとりまとめ、各地域における外来種対策の推進を図ってきたところです。

その後、平成17年(2005年)6月「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行される等、外来種問題の重要性はさまざまな場面で指摘され、人々の関心は一層高まっています。

多くの関係者の連携の下、これまでも外来種対策が実施されてきた一方で、その手法や結果に関する情報については、統一して紹介されている例や、実践的な対策手法を解説した資料等は必ずしも十分ではなく、さらなる充実が求められています。

このため、これまで収集・整理された外来植物対策の実例をもとに、順応的管理や多様な主体の連携による取り組みの考え方について、全国の河川において特に問題の大きな外来植物10種を取り上げ、各河川の現場で対策を行うための実践的な手引きとして「河川における外来植物対策の手引き」をとりまとめました。

また、河川において外来魚対策を実施しようとする多様な主体が利活用可能な事例集として、コクチバス、オオクチバス、ブルーギルのサンフィッシュ科3種を対象に、駆除対策の考え方や事例を「河川における外来魚対策の事例集」としてとりまとめました。

これらの手引き等が、河川の現場において効果的な対策を実践しようとする人々の一助となることを期待するものです。

※上記の詳細については、下記リンク先よりご参考下さい。

- [河川における外来植物対策の手引き](#)
- [河川における外来魚対策の事例集](#)

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo03_hh_000699.html

4. 頑張るまちづくり法人を募集します

- 国土交通省では、昭和 58 年から毎年 6 月を「まちづくり月間」と定め、様々な行事を実施しております。
- 「まちづくり法人表彰」は、まちづくり法人が中心となり、地域における良好な環境や地域の価値を維持・向上させる取組を奨励・普及するため、地方公共団体や関係団体の協力の下、「まちづくり月間」関連行事として、平成 24 年度に創設した国土交通大臣表彰制度です。
- この度、第3回まちづくり法人国土交通大臣表彰の募集を開始することとしましたのでお知らせいたします。
- なお、受賞者については、平成 26 年 6 月に開催予定のまちづくり月間の国土交通省行事において表彰させていただくとともに、国土交通省ホームページや各種イベントにおいて広く紹介させていただきます。

1. 募集について

(1) 募集期間

平成 25 年 12 月 2 日(月) ~ 平成 26 年 2 月 28 日(金)

(2) 募集対象

自治体や他の法人等が推薦する、都市の課題を解決する先進的なまちづくり法人(まちづくりの推進を図る活動を行うことを目的とする会社、特定非営利活動法人、一般社団法人(公益社団法人含む)及び一般財団法人(公益財団法人含む))を募集します。

2. 表彰について

以下の 3 部門について、各部門の優れた取組に対して国土交通大臣賞等を授与して表彰させていただきます。

「まちの活性化・魅力創出部門」

「まちの安全・快適化部門」

「まちづくりの担い手サポート部門」

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi05_hh_000100.html

5. 基本構想に基づくバリアフリー化の進捗状況について

■ 国土交通省では、全国の市町村^(※1)を対象に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)第25条に基づく基本構想(別添参考参照)の作成状況に関する調査を行いましたので、調査結果の概要をお知らせします。

調査結果のポイント(別紙参照)

◆基本構想の作成状況

1. 基本構想を作成した市町村は279市町村で、このうち、3,000人/日以上旅客施設が所在する市町村は267市町村であった。

また、基本構想の作成を予定している市町村は82市町村で、このうち、3,000人/日以上旅客施設が所在する市町村は67市町村であった。

2. 基本構想の作成予定がないと回答した1,660市町村における主な理由は次のとおり。

- ・事業実施のための予算が不足しているため財源の確保が必要
- ・担当部署がないため組織内での調整が必要
- ・(中心となる施設の)利用者が少なく整備効果が低い

3. 基本構想の提案を受ける体制がある市町村は194市町村であり、実際に提案を受けた6市町村のうち、基本構想を作成・変更することを公表した市町村は3市であった。

4. 全414基本構想のうち、373の基本構想で作成時に協議会を設置している。このうち現在も協議会を設置しているのは112基本構想である。

協議会の構成メンバーは、「高齢者を代表する方又は高齢者の団体」、「障害者を代表する方又は障害者の団体(肢体不自由者)」、「学識経験者」などが多い。

◆特定事業(別添参考参照)の進捗状況

1. 基本構想に位置付けられている特定事業は、「公共交通特定事業」、「道路特定事業」、「交通安全特定事業」の割合が高く、事業進捗率も高い。

■ 国土交通省としては、[バリアフリー基本構想の作成事例集](#)や[提案制度に係るパンフレット](#)、[バリアフリー化に関する支援制度を取りまとめた資料](#)を作成し、

その周知を図るとともに、バリアフリープロモーター^(※2)の派遣等により、バリアフリー基本構想の作成の促進を図っております。

また、平成25年度においては、一体的・連続的なバリアフリー化による周辺地区への波及効果の検証等を行い、面的なバリアフリー化に資するバリアフリー基本構想の作成を引き続き促進していく予定です。

(※1)福島県広野町、楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町については、東京電力福島第一原発事故の影響により、調査を見合わせた。

(※2)市町村にバリアフリー基本構想の作成指導を行う学識経験者及び国土交通省地方運輸局職員等。

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000074.html

◆◆地域の動き◆◆

都市部における治水対策事業・境川遊水地について

1.はじめに

境川は、県北部の城山湖付近を源として、都県境を南下し、藤沢市江ノ島付近で相模湾に注ぐ、延長約52km、流域面積約211km²の二級河川です。

流域は、横浜市、相模原市、鎌倉市、藤沢市、大和市及び東京都町田市の6市で構成されています。流域内の市街化率は、昭和30年頃には約14%でしたが、平成14年には約68%となっており、急激に市街化が進展しています。河川の沿岸まで人家が連たんしている区間も多く、河道の拡幅整備には限界があるため、洪水を一時的に貯留して流量を低減する遊水地をあわせて整備することで、必要な治水安全度を確保することとしています。その一つが今回ご紹介する境川遊水地で、河口から約11kmに位置しています。

神奈川県藤沢土木事務所



2.境川遊水地事業の概要

【計画概要】

- ・名称: 二級河川境川 境川遊水地
- ・総面積: 約30ha
- ・施設貯留量: 約104万m³
- ・洪水調節量: 約90m³/s
- ・事業期間: 平成2年度～平成27年度
- ・総事業費: 約460億円



図1.下飯田遊水地全景(左が本川)

2-1.境川遊水地の構成

境川遊水地は俣野遊水地(横浜市戸塚区)、下飯田遊水地(横浜市泉区)、今田遊水地(藤沢市)の3池で構成されており、越流堤(洪水が流入する護岸を一部低くした箇所)、排水樋管(貯留した洪水を本川に排水する施設)を、それぞれもつ独立した池となっています。上記の計画概要はこれら3池を合計したものです。俣野遊水地、下飯田遊水地はすでに供用開始しており、今田遊水地は平成19年度から工事に着手しています。

また、境川遊水地の上部空間を有効活用して、自然豊かな水辺空間やレクリエーションの場を県民に提供するため、県立境川遊水地公園として整備しています。3池のうち、俣野遊水地・下飯田遊水地は公園としても供用しています。



図2.航空写真

2-2.遊水地施設の概要とその治水効果

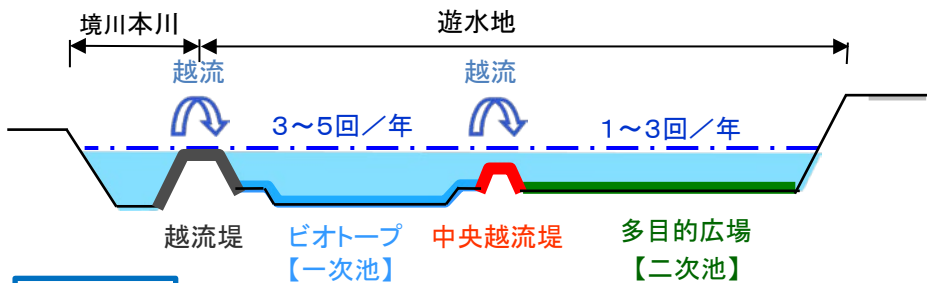
境川遊水地の3つの池は河川と接した越流堤、ビオトープとして整備した一次池、多目的広場や野球場、テニスコートとして整備した二次池、一次池と二次池を分離する中央越流堤で構成されています。

出水時は、越流堤を超えた洪水がまず一次池に流れ込みます。さらに高強度の降雨、または長時間の降雨があると中央越流堤を超えて二次池に流れ込みます。今までの実績から越流頻度は一次池は年間3～5回程度、二次池は年間1～3回程度となっています。

降雨のピークが過ぎ、遊水地の下流部の水位が低下すれば、遊水地に貯留された洪水を本川に排水樋管から自然流下方式で排水します。

平成25年4月～12月の越流実績は計5回(内、二次池までの越流は3回)で、平成25年4月6日夜から7日未明にかけての急速に発達した低気圧による豪雨では、境川遊水地の上流部の横浜市瀬谷消防署で最大時間雨量44.5mm、3時間連続雨量114.5mmを記録し、俣野遊水地・下飯田遊水地の貯留量は計画(約72万 m^3)の約95%に相当する約68万 m^3 に達しました。このときの洪水調節量は約50 m^3/s と想定され、藤沢市の中心市街地を抱える下流部での河川水位低下に大きく貢献しました。

越流時



排水時

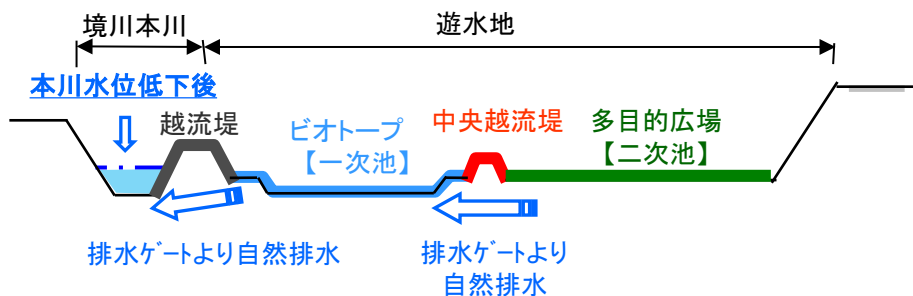


図3.遊水地の越流・排水の模式横断面図



図4.越流時の様子



図5.中央越流堤を超えて二次池への越流

平常時



越流時



図6.平常時と越流時の下飯田遊水地

3.公園としての利活用

3-1.県立境川遊水地公園について

境川遊水地では、遊水地のオープンスペースを平常時には都市公園として有効利用する計画であり、河川事業と公園事業が連携して県立境川遊水地公園として整備を行っています。

遊水地内に設けた中央越流堤を境に、一次池は「自然創出ゾーン」として位置づけており、自然豊かな水辺空間を活かし、様々な生き物が生息できるビオトープを整備しています。また、二次池は「広場ゾーン」に位置づけており、俣野遊水地では少年野球やソフトボールができる少年野球場、下飯田遊水地ではトラック競技やサッカー等ができる多目的グラウンド及びテニスコートを整備しています。

平成24年度の来園者は約25万人に達しており、都市近郊の憩いの場所として多くの利用者が訪れています。

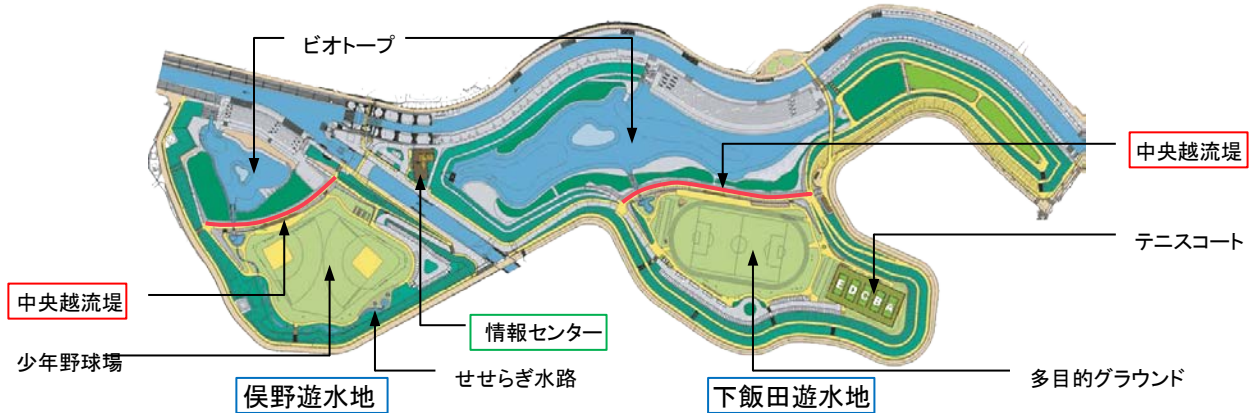


図7. 境川遊水地平面図



図8. 【俣野遊水地】少年野球場



図9.【下飯田遊水地】テニスコート



図10.【俣野遊水地】せせらぎ水路

下飯田遊水地にある境川遊水地情報センターは、遊水地を管理する機能を備えるとともに、情報発信・交流の拠点となる建物です。館内には、境川の自然、歴史、動植物などを紹介する展示があります。また、小中学生や団体が研修・講習などで利用するための会議室があります。

開館日は、1月5日から12月27日で、開園時間は、8時30分から17時30分です。日常的に親しみやすく立ち寄りやすい、また、何度も訪れてなくなる情報発信拠点を目指しています。

なお、県立境川遊水地公園の維持管理・運営には、指定管理制度を導入しています。



図11.【下飯田遊水地】情報センター



図12.【情報センター】情報スペース



図13. 境川遊水地へのアクセス
湘南台駅から約2km

境川遊水地キャラクター
シラサギのユウちゃん



3-2.環境学習の場としての遊水地

自然豊かな環境空間・ビオトープとして整備している一次池では、ヨシ、ヒメガマ、セリ、ミゾソバ、ヤマイ、アゼガヤツリなどの多様な水辺の植物が見られます。また、公園の開園から現在まで約80種類の鳥類を確認しており、オオヨシキリやバン、カルガモ、セッカなどの営巣もみられます。このような豊かな環境を広報するために、遊水地や境川で見られる鳥類などを写真付きで紹介しているリバーガイドを作成し配布しています。

また、境川遊水地情報センターでは、すぐ近くの農業用水のラバー堰を活用し、地元農家の方と協力して、生き物観察会を実施しています。生き物について学べるだけでなく、農家の方に講義していただいて川と農業の関わりについても学ぶことができ、さらに、堰を倒伏させ、河川が増水したときなどの、川の流れの恐さを目で見て学習できます。

下飯田遊水地では、工事の際に、およそ12.5万年前の温暖期・下末吉海進期の貝化石を含む地層が現れました。ここは河口から約11kmの位置にありますが、貝化石からかつて海だったことがわかりました。

海で泥が堆積し多くの貝化石が見られる泥層と境川が運んだ礫で構成された礫層が見られ、学術的に価値のあるもので、博物館の講座等で学習材料として用いられています。



図17. 川の生き物観察会



図14. パンフレット



図15. オガワコマドリの飛来



図16. ビオトープ

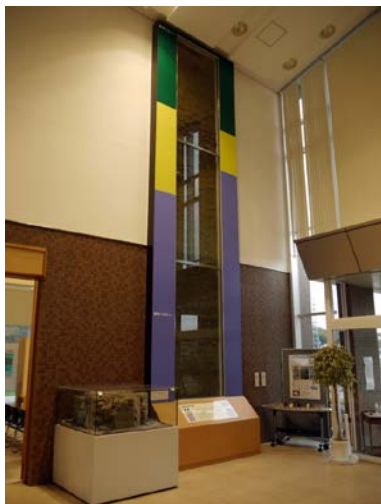


図18. 地層の標本



図19. 貝化石採集の様子



図20. 地層観察会の様子

4. おわりに

境川流域では、近年にも浸水被害が発生しており、治水安全度の向上が急務となっています。

今後は治水安全度の早期向上のため、3池のうち最後の今田遊水地について平成26年4月暫定供用にに向けた工事を進めてまいります。

また、平常時の公園としての利活用においても、より多くの皆様が集い、親しんでいただける場所となるよう、必要な施設の整備を行うとともに、関係機関の方々と力を合わせて、より良い管理運営に努めてまいります。